

商標権	判決年月日	令和3年8月30日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	令和2年(行ケ)第10126号		
<p>○ 音からなる商標を構成する音が、一般に人の氏名を指し示すものとして認識される場合には、当該音商標は、商標法4条1項8号の「他人の氏名」を含む商標として、その承諾を得ているものを除き、同号により商標登録を受けることができないが、取引の実情に照らし、商標登録出願時において、音商標に接した者が、普通は、音商標を構成する音から人の氏名を連想、想起するものと認められないときは、当該音は一般に人の氏名を指し示すものとして認識されるものといえないから、当該音商標は、同号の「他人の氏名」を含む商標に当たらない。</p> <p>○ 五線譜に表された音楽的要素及び「マツモトキヨシ」の片仮名で記載された歌詞の言語的要素からなる音商標が、商標法4条1項8号の「他人の氏名」を含む商標に当たらないと判断された事例。</p>				

(事件類型) 審決(拒絶)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 商標法4条1項8号

(関連する権利番号等) 商願2017-007811号

(審決) 不服2018-8451号

(商標登録を受けようとする商標)

♩ =126

Melo

マ ツ モ ト キ ヨ シ

### 判 決 要 旨

- 1 本件は、上記の音からなる商標について原告がした商標登録出願について拒絶査定がされ、拒絶査定不服審判の請求についても請求不成立の審決がされたことから、原告がその取消しを求めた審決取消訴訟である。
- 2 本判決は、概要、以下のとおり判示するなどして、本願商標の商標法4条1項8号該当性の判断の誤りを理由に審決を取り消した。
  - (1) 本願商標について

ア 音商標は、人の聴覚によって認識される商標であり、音商標について商標登録を受けようとする場合には、その旨を願書に記載し、願書の「商標登録を受けようとする商標」欄に、文字若しくは五線譜又はこれらの組み合わせを用いて商標登録を受けようとする音を特定するために必要な事項を記載するとともに、経済産業省令

で定める物件（「音声ファイル」）を添付しなければならない。五線譜において商標を表す場合は、音符、音部記号、拍子記号及びテンポを、また、必要に応じて言語的要素（歌詞等が含まれるとき）及び休符を「商標登録を受けようとする商標」欄に記載することによって商標登録を受けようとする音が特定される。

イ 本願商標は、五線譜に表された音楽的要素及び「マツモトキヨシ」の片仮名で記載された歌詞の言語的要素からなる音商標である。本願商標の構成中の言語的要素からなる音は、「マツモトキヨシ」と称呼される。また、本願の願書に添付された音声ファイルには、リズム、メロディー等の音楽的要素に乗せて男性の声の音色で「マツモトキヨシ」という言語的要素を発する音が収録されている。

(2) 本願商標の商標法4条1項8号該当性について

ア 商標法4条1項8号が、他人の肖像又は他人の氏名、名称、著名な略称等を含む商標は、その承諾を得ているものを除き、商標登録を受けることができないと規定した趣旨は、人は、自らの承諾なしに、その氏名、名称等を商標に使われることがないという人格的利益を保護することにあるものと解される。

このような同号の趣旨に照らせば、音商標を構成する音が、一般に人の氏名を指し示すものとして認識される場合には、当該音商標は、「他人の氏名」を含む商標として、その承諾を得ているものを除き、同号により商標登録を受けることができないと解される。

また、同号は、出願人の商標登録を受ける利益と他人の氏名、名称等に係る人格的利益の調整を図る趣旨の規定であり、音商標を構成する音と同一の称呼の氏名の者が存在するとしても、当該音が一般に人の氏名を指し示すものとして認識されない場合にまで、他人の氏名に係る人格的利益を常に優先させることを規定したものと解することはできない。

そうすると、音商標を構成する音と同一の称呼の氏名の者が存在するとしても、取引の実情に照らし、商標登録出願時において、音商標に接した者が、普通は、音商標を構成する音から人の氏名を連想、想起するものと認められないときは、当該音は一般に人の氏名を指し示すものとして認識されるものといえないから、当該音商標は、同号の「他人の氏名」を含む商標に当たるものと認めることはできないというべきである。

イ ドラッグストア「マツモトキヨシ」の事業展開、原告の登録商標及びその使用、テレビコマーシャルの状況等に関する認定事実によれば、本願商標に関する取引の実情として、「マツモトキヨシ」の表示は、本願商標の出願当時（出願日平成29年1月30日）、ドラッグストア「マツモトキヨシ」の店名や株式会社マツモトキヨシ、原告又は原告のグループ会社を示すものとして全国的に著名であったこと、「マツモトキヨシ」という言語的要素を含む本願商標と同一又は類似の音は、テレビコマーシャル及びドラッグストア「マツモトキヨシ」の各小売店の

店舗内において使用された結果、ドラッグストア「マツモトキヨシ」の広告宣伝（CMソングのフレーズ）として広く知られていたことが認められる。

前記の取引の実情の下においては、本願商標の登録出願当時（出願日平成29年1月30日）、本願商標に接した者が、本願商標の構成中の「マツモトキヨシ」という言語的要素からなる音から、通常、容易に連想、想起するのは、ドラッグストアの店名としての「マツモトキヨシ」、企業名としての株式会社マツモトキヨシ、原告又は原告のグループ会社であって、普通は、「マツモトキヨシ」と読まれる「松本清」、「松本潔」、「松本清司」等の人の氏名を連想、想起するものと認められないから、当該音は一般に人の氏名を指し示すものとして認識されるものとはいえない。

したがって、本願商標は、商標法4条1項8号の「他人の氏名」を含む商標に当たるものと認めることはできないというべきである。